

タイトル	アメリカ合衆国における教育の機会均等と言語に基づく差別(1)
著者	江頭, 伸佳; EGASHIRA, Nobuyoshi
引用	北海学園大学法学研究, 50(3・4): 575-611
発行日	2015-03-31

論
説

アメリカ合衆国における教育の機会均等と 言語に基づく差別 (1)

江 頭 伸 佳

目 次

はじめに

第一章 教育の機会均等の枠組みの形成

第一節 植民地時代の公教育制度の枠組み

第一項 植民地支配と公教育

第二項 植民地の公教育制度の枠組みの形成

第三項 まとめ

第二節 独立宣言から約八〇年間の公教育制度の枠組み

第一項 合衆国憲法と教育条項

第二項 連邦・州・地方の教育権限の憲法的根拠

第三項 州の公教育制度の枠組みの形成

第四項 まとめ (以上本号)

第二章 教育の機会均等と差別

第三章 教育の機会均等と言語に基づく差別

むすび

はじめに

我々人類の生活環境は、二〇世紀終盤の急激な通信網の発達をうけて、様々な情報を素早く発信、配信、受信できる文明社会へと変化した。そして、我々の次世代の文明の礎となる先端技術の開発・研究は、例えば、新エネルギーの発掘、無人探査機の惑星間往復航行の成功、身体障害者のための自立支援装置^①、再生医療を含む生命の研究および救命技術の向上^②、そして新世代のインフラ整備など、様々な分野において未知を克服しようとする研究がすすめられた結果、次々と現実のものとなり、我々の生活に反映されてきた。しかしながら、急激な文明の発展は、一方で、先進国が少子化問題を抱えて人口、消費、経済力を減少、停滞、低下させるような現象を招き、他方で、先進国の安価な労働力市場だった新興国が、文明の発展に従い人口を増やし、消費力を増加し、これに伴うように強い経済力を備えてきている。いわば、国家間の経済的格差は、無くなりつつあり、場合によっては逆転しつつある。さらに、この急激な文明・経済の発展に追従するかのように地球の自然環境が惑星規模で急激に変化しており、我々は、太陽系探査を可能にした先端技術をもってしても予測不能な自然災害への備えに苦慮している。また、それに加えて、70億人を超えてなお増加し続ける地球の総人口、食糧不足、化石燃料の枯渇、国家間の軍事挑発、テロリズム、NBC兵器等の大量破壊兵器の開発など、人類滅亡につながる事柄も進行しており、我々地球に住まう人々は、自然的、日常的、かつ人工的、直接的、間接的な要因にかかわらず、多くの脅威と危険にさらされているのである。

記憶に新しい二〇一一年三月十一日の東日本大震災は、我々の文明レベルと危機対応能力の貧弱さを思い知らされる良い機会となった。もっとも我々は、文明の発展の恩恵から、この未曾有の災害の脅威をLIVE映像で世界に向けて発信し、さらに、民間人がインターネット上に投稿した動画などを通じて、局地の被災状況を即座に知ることが

できた。しかし、情報発信の設備等を破壊された場所では、地方新聞社職員たちの手書きによる壁新聞、地表に大きく書かれた救援要請の文字、または人伝えによる「伝言」などが用いられ、当時の我々はこのような従来から存在する身近な方法で得た情報により状況を知ることが多かった。この経験から、筆者は、識字率が一〇〇%といわれる日本人でありながらも、正しく、かつ捏造されていない真実の情報を得るためのツールとして、共通のことばの重要性を再認識させられたのである。⁽⁴⁾

筆者の住む日本国は、憲法一〇条に基づく国籍法によって日本人を定義し、普遍的に日本語を国語とする単一民族国家である。⁽⁵⁾しかしながら、今日の日本国は、一方で、国民の経済格差の拡大、新生児出生率の低下、出生率減少に伴う人口の減少、燃料・鉱物資源の確保、および領土問題など幅広い分野で悩まされ、他方で、在日外国人の選挙権、人員不足による外国人看護師の採用、日本人への帰化、在留期限切れの子どもの扱い、難民の扱い、および外国人による水源地の購入など、外国人を当事者にした解決策の見えない心配事がこれまでに増えてきている。たとえば、二〇〇九年には、一五年以上不法滞在を続けたフィリピン人の夫婦と日本の公立中学校に就学していた夫婦の子どもに対する入管法違反による逮捕・強制送還の事件があり、特に、日本で生まれ育つたために両親の故郷の言語を知らず同世代の日本人と同等の日本語能力のみを備えた子どもへの処遇が大きな話題になった。⁽⁶⁾

そもそも、地球上で確認されている言語は、国家数よりもはるかに多くて、六五〇〇以上もある。こういった各地域・国家特有の文化および文明に応じた特色ある言語は、日本のように法律の条文に「国語」⁽⁷⁾・「日本語」⁽⁸⁾という表記を用いている、あるいは公用語を定めて法定された言語を中心に用いているという地域・国家は少なくない。ところが、アメリカ合衆国は、国内で三〇〇以上の使用言語が確認されているものの、公用語が連邦法で定められていない。それにもかかわらず、憲法を含めた法律・ルールは、英語で条文化されており、これに伴い英語が必須の共通語とし

て用いられてきた。⁹⁾そこで二〇一一年二月二日に、アメリカ連邦司法省公民権課は、連邦教育省公民権局(OCR)との間で、公教育の機会における差別が、人種、出身国・民族、性、宗教、障害者、そして英語を学ぶ生徒・学生別に存在するとの認識に基づき、合衆国憲法修正第一四条、一九六四年公民権法第四編、同法第六編、および最新の判例法の枠組みに従って教育制度における多様性の維持かつ孤立しない自発的な取り組みを一緒に追跡していくガイドンスを結んだ。¹⁰⁾つまり、今日のアメリカにおける英語能力は、市民権獲得の必須条件なのである。また、言語は、憲法の精神に基づき国家を統治して、基本的人権の保障を実現するための最も大切な要素のひとつと考えられるのである。

ところで、本研究は、文明と先端技術の発展に伴い、物語に出てくる仮想や空想の世界の科学技術・製品の実現が現実味を帯びてきたことをうけて、仮に将来このような技術や製品が実現した場合、「人」と「モノ」との区別があまりなくなり、結果的に憲法に基づく基本的人権の保障の範囲が変化するのではないかと思ひ、まず、基本的な部分として法が「人」を見分ける基本要素は何か、ということ明らかにしてみようと考えたところから始まった。本研究がアメリカ合衆国を研究対象国とした理由は、憲法保障と学校教育に関する問題が、「基本的人権と差別」というよりも「連邦資金投入と利用対象違い」の問題として扱われることで、日本では取り扱われないようなパターンが数多く存在しているからである。これに加えて、憲法と教育の自由および権利の問題に注目してアメリカの法律問題の検討を進めたところ、教育法レベルでは、バイリンガル教育の実施、もしくは不法滞在者や新移民の生徒が公教育において母国語に基づき異なる取り扱いをうけていることが次第に明らかになってきたからである。しかしながら、当初の問題に対しては、これまでのカテゴリーに準じて外国人の人権問題や国籍条項の問題として取り扱うべきかどうか決めかねていた。ところが、*ゴットバ*を学ぶということ、および公教育の登場経緯の検討を進めていくにつれ、一般

的に「ことば」は、生まれた環境で自然に習得していく「母語」、教育機関において習得していく「母国語」、および「外国語」があり、母語は自然に学ぶもので原理的なものであるということに気付いたからである。⁽¹¹⁾

このような経緯を経て筆者は、これまでに連邦最高裁判所が扱った言語と学校教育に関する事件を探したところ、修正第一四条に含まれる自由権に関連して、外国語の授業を禁止する州法が合衆国憲法違反であると判示した一九二三年 *Meyer* 事件判決⁽¹²⁾ に言語に基づく差別の問題が潜んでいることを知ったのである。⁽¹³⁾ また、言語と合衆国憲法のかかわりは、判決に影響をうけた連邦議会の活動からも知ることができた。連邦議会は、人種分離廃止に関するリーディング・ケースの一九五四年 *Brown I* 事件判決⁽¹⁴⁾、および翌年の *Brown II* 事件判決⁽¹⁵⁾以降、初の包括的な連邦教育法として制定した一九五八年国家防衛教育法の外国語学習に関する規定、一九六五年初等中等学校教育法、一九六八年バイリンガル教育法などの制定を経て、一九七四年教育機会均等法に「ことばの壁をこえるための適切な措置を講じること」を明記したことで連邦法レベルの問題として取り組むことが可能となった。⁽¹⁶⁾ そして連邦最高裁判所は、一九七四年「*Event*」事件判決において、英語力の未熟なマイノリティの子どもへの英語教育の不足は、教育資金の使い方として公民権法第六編違反であると判示した⁽¹⁷⁾のである。

しかしながら、教育問題を連邦法に基づいて争ってきたにもかかわらず、アメリカにおける教育をうける権利は、連邦最高裁判所の解釈上、厳格審査基準を適用可能にする基本的権利と認められるまでには、至っていない⁽¹⁸⁾。このことは、連邦最高裁判所が一九七三年 *Root* 事件判決⁽¹⁹⁾において合理性の基準を採用し、不法移民の子どもに対する差別的な取り扱いを合憲であると判断する過程で説明したのである。しかし、連邦最高裁判所が一九八二年 *Doe* 事件判決⁽²⁰⁾において厳格な合理性の基準を採用して、教育は、基本的権利ではないものの、政府の「実質的な州の利益」の立証が不十分である以上は違憲であると判示した。*Doe* 事件判決において示したことは、教育をうける権利が保障されている

以上、教育の機会均等が厳格審査の基準によって保障されていると解釈される可能性があることをあらわしている。

先述の如く、アメリカは、公用語あるいは共通語を定めた連邦法規を持たない国家である。しかしながら、州統治レベルでは、公用語あるいは共通語に関する州法を有する州が半数ほど存在するようになった。⁽²¹⁾そしてまた、アメリカの英語教育は、州ごとに違うプログラムを有しており、プログラムを分ける要素として移民政策と人口比率が関係しており、大きく分けると「English Only」⁽²²⁾と「English Plus」⁽²³⁾の二種類のプログラムにより実施されている。

これらのことが明らかになったことから、本研究は、多民族国家であるアメリカにおける言語に基づく差別の存在に気が付き、そこで、本研究でこの問題を取り扱うことにしたのである。本研究の目的は、アメリカの公教育に関する判例により従来の差別問題を確認した後、アメリカの英語学習プログラムに関連した判例を素材にして、教育の機会均等における言語に基づく差別が、従来の差別問題とカテゴリーの違う差別問題として取り扱うことが可能かどうかを明らかにすることにある。

それでは、本論稿の構成について説明しておこう。

第一章では、独立二三植民地⁽²⁴⁾のうちマサチューセッツ、ペンシルヴァニア、ヴァージニアの三州の公教育の歴史に注目し、植民地時代、および独立宣言から約八〇年間の二つの時代に区切って、各州の公教育制度が合衆国憲法を根拠にして教育権限が各々の州の専権事項であるとされる一方で連邦の公教育に対する役割が財源の提供に限られているという原則の下で、どのような経緯を経て教育の機会均等の法的枠組みを形成してきたのかを明らかにする。ここで明らかにしたことは、本研究のテーマである「教育の機会均等」と言語に基づく差別⁽²⁵⁾の考察で必要になる「基本的人権・教育・言語(ことば)」の基本的な関係や性格がどういったものか、公的機関の実施する言語教育がどこから始まったのかということを示してくれることになるのである。

第二章では、教育の機会均等を妨げる人種分離、性差別、年齢に基づく区別、および能力に基づく区別の検討を通じて厳格審査基準の適用状況を明らかにする。本章では、前章で明らかにした教育の機会均等の枠組みを踏まえ、南北戦争前後・修正第一四条の制定時期以降から二一世紀初頭までの連邦の公教育への取り組みに沿って、まずは厳格審査基準が適用される人種について、次に厳格な審査基準が適用される性別について、続いて緩やかな審査基準が適用される年齢と能力について、最後に基本的権利の平等審査基準の適用について検討する。この検討により、「人種・性別・年齢・能力」が、憲法に基づく差別救済の歴史、審査の厳格さの程度、および判断される対象の拡大状況など、いかえれば「容姿（外見）から中身（人間性）」というように時代が進むにつれて移りかわり拡大しつつある差別について、法が差別の存在を認めるポイントは、どこにあるのかということを明らかにする。ここで明らかにした差別の審査基準の適用状況は、「教育の機会均等と言語に基づく差別」が、どの審査基準を要求しているのか、あるいは全く新しい審査基準を要求しているのか、どうして新しい基準を要求する必要があるのか、ということを考察する際に解釈の手助けをしてくれることになるのである。

第三章では、本研究のテーマを最も反映している英語教育プログラムへの取り組みに注目し、これに関連した代表的な判決を概観しながら、教育の機会均等と言語に基づく差別の考察を進めて、今日の審査基準について明らかにする。具体的には、連邦と州の英語公用化に関連する取り組みの概観、過去の教育と言語の問題に関する事件の確認、バイリンガル教育に関する事件の重要な判決が出されたアリゾナ州、カリフォルニア州、テキサス州の三州の事案の検討を中心に構成している。ここに挙げた三州は、本研究において検討対象にするリーディング・ケースの一九七四年 *Lau* 事件判決（カリフォルニア州）⁽²⁵⁾、審査の方法を示した一九八一年 *Castaneda I* 事件判決（テキサス州）⁽²⁶⁾、「ことばの壁を越える」ことに踏み込み、差別廃止基準の新しい方向を見出そうとした二〇〇九年 *Flores* 事件判決（アリゾナ州）⁽²⁷⁾

を抱える。これらを通じて明らかにしたことは、本来、資金投入の問題として扱われているこれらの問題について、本研究が注目すべき部位を浮び上げ、本研究が探ろうとしている審査基準を導く検討につなげることをできるのである。

むしろでは、第一章から第三章に至る検討で明らかになったことから、教育の機会均等と言語に基づく差別に取り組む際に、どういった審査基準によって考慮することが適しているのか、これを前提に憲法問題としてどのような取り扱いが可能になるのかというところについてできる限りの解釈を試みる。そして、最後に、本稿を結ぶ意味を込めて、本研究におけるこれまでの考察と解釈を参考にして、日本国内において「教育の機会均等と言語に基づく差別」を取り扱う際に、対象はどういった人か、どういった場面が想定されるのか、どのようにしたらよいのか、法的根拠をどこに求めるか、その他何が考えられるか、ということについて、わずかながらの見解を示しておきたい。²⁸⁾

- (1) 例えば、人工視覚、筋電義手、Brain-Machine Interface(BMI)などがあげられる。BMIとは、脳信号を脳から直接読み取り、外部機器を操作する技術である。
- (2) 例えば、不治の病や重篤な負傷者のための遺伝子治療、ES細胞・iPS細胞の研究、および脳死状態になった妊婦の出産までのケアなどがあげられる。
- (3) 例えば、先に述べた高速通信網の整備、飲料水の精製技術、リニアモーターカーなどがあげられる。
- (4) 先祖たちは、過去の地震・津波の被害に対する知恵を「ことば」を含めた様々な形で残していた。しかし、これらの残されたはずの「ことば」は、過去のものとされていただけでなく忘れ去られようとしていたところ、研究者・専門家達の被災状況調査や昔の震災の痕跡調査に伴い、様々なところで発見された。
- (5) ここでの表現は、厳密な意味の単一民族国家を意味するものではない。
- (6) 日経Bネット、<http://www.nikkeibp.co.jp/article/column/20090317/139519?rt=mcnt>, accessed October 30, 2013.・第2東

京弁護士会 ひまわり' <http://nipen.jp/info/opinion20090313.html>, accessed October 30, 2013.

不法移民に関する報道がこれまでもなされてきたにもかかわらず、この事件は各種報道が広めて全国的な社会の関心事になり注目を集めた。当事者は、日本で生まれ育ち、そして日本の公立学校に通学し、日本語が堪能で、たとえ強制送還されても両親が母語とするフィリピンの現地語を話せないという。家族に送還処分が下された後は、当事者に限り特例措置が施され、就学ビザにて日本に留学という形で滞在することを認められた。この他にも、日系ブラジル人が人口一〇%を占める群馬県の都市など、出稼ぎ労働者として滞在する外国人の扱いが問題になっており、以前から研究が進められている。本稿における文献の紹介は、割愛させていた

(7) 学校教育法第二十一条第五号、刑事訴訟法第一七五条、同法第一七七条。

(8) 裁判所法第七四条、民事訴訟法第一五四条第一項。

(9) 近年は、スペイン語が母語でありスペイン語を日常言語にする英語力の乏しい正当なアメリカ市民の多い地域では、議員候補者が選挙の議席確保のためにスペイン語による演説を実施している。また、政府の資料やWEBサイトなどは、スペイン語で閲覧できるように工夫されている。

(10) 本研究は、新しい領域の「言語権 (Linguistic Rights)」を直接探求するものではないが、今後の研究に関連するので若干の説明をしておく。言語権の定義については、尾崎哲夫「言語権に関する一考察」(生駒経済論叢 第二巻第二・三号九三頁以下)の九五―九六頁を参考にしている。尾崎は、鈴木敬和『言語権の構造——英米法圏を中心として』(成文堂 二〇〇八年)八頁を引用して、「言語権とは、自己もしくは自己の属する言語集団が、使用したいと望む言語を使用して、社会生活を営むことを、誰からも妨げられない権利である」と定義している。尾崎は、「自分の所属する共同社会、国家において」、①「母語の使用、存続、尊重を主張する権利」、②「母語を学習する権利、母語で学習する権利」、③「公用語を学習する権利」と定義し、「その国家において、ハンディキャップなしに生きるため、自分の母語以外の公用語を習得し、その公用語を使って社会経済生活を営むための制度保障を国家に請求する権利である」とされている(尾崎・前掲書九六頁参照)。したがって筆者は、公用語を使えないものは正当な国家の一員とみなされない、と解する。筆者は、この言語権の定義に関して非常に重要となるのが「母語 (mother tongue)」であると考えている。さらに本研究は、母語が、「national origins」と異なるものであると考えている。母語とは、尾崎によれば「人が家庭で身につける言語である」(尾崎・前掲書九五頁参照)、黒田龍之介『はじめての言語学』(講談社現代新書 二〇〇四年)二二八頁を引用して「家の中で覚えた言語」、鈴木敬和の前掲書を一〇―一一頁引用して「家族の言語」というように定義されている。したがって、母語に関して筆者は、自分と

他者が個別の個体として自己認識するための前提となる生まれから最も親しい言語、と解する。さらに、この言語権と母語に関連して、「heritage language」が重要な地位にあると考えている。「heritage language」は、直訳すると「文化遺産の言語」となる。いいかえれば、「人類の歴史が積み重なった結果である」ということになり、「これを本研究に限り」とば「と解する。もっとも、「heritage language」について小林武は「言語権——憲法的考察への断章(1)」（愛知大学法学部法経論集 第一八二号四九頁以下）において、「承祖語」と翻訳されている。筆者は、文化遺産の継承としてのことば、という意味のほうが伝わりやすいと考えているため、小林の翻訳が適していると思いつながら、本研究は言語権の研究と区別したいことから使用していない。本稿は、アメリカの憲法と公教育の歴史を、差別と教育の機会均等の視点から考察するため、「母語」と「heritage language」が強く関わるものであるということを意識している。筆者は、「これらのことをより明らかにすることも今後の課題にしたい」と考えている。

- (11) Meyer v. Nebraska, 262 U.S. 390 (1923).
- (12) バイリンガル教育や多様文化共生を研究している米国の研究者たちは、研究者達の執筆する教科書や論文などにおいてMeyer事件判決を初期の代表事例としてとらえている。
- (13) Brown v. Board of Education, 347 U.S. 483 (1954).
- (14) Brown v. Board of Education, 349 U.S. 294 (1955).
- (15) 20 U.S.C. §1703(f).
- (16) Lau v. Nichols, 414 U.S. 513 (1974).
- (17) 本稿における「基本権」と「基本的権利」の用法の違いについて付言しておきたい。一方の基本権とは、憲法に明文化された基本的人権の保障を示している。他方の基本的権利は、憲法条文の根拠が定かではなくとも、平等保護の場面で厳格審査に服する憲法的に保護された実体的な権利を示している。現在、承認されている領域は、選挙権、裁判所へのアクセス、居住移転の自由、プライバシーの権利である。これに対して、教育をうける権利と同様の扱いとなっている基本的権利の議論は、「社会保障給付生存権」：Danbridge v. Williams, 397 U.S. 471 (1970)、「Bowen v. Gilliard, 483 U.S. 587 (1987)」、「医療を受ける権利」：Harris v. McRae, 448 U.S. 297 (1980)などがあり、現在これらは、緩やかな基準により判断されている。
- (18) San Antonio Independent Sch. Dist. v. Rodriguez, 411 U.S. 1 (1973).
- (19) Plyler v. Doe, 457 U.S. 202 (1982).
- (20) <http://www.justice.gov/crt/about/edu/documents/guidanceletter.pdf>, accessed October 30, 2013.

- (21) 【英語公用語法実施州】二〇一二年の時点において、州憲法ないしは州法によって英語公用語法を、定めている州は、三二である。この中には、アフアーマティブ・アクション(A. A.)の採用を廃止した州も含まれている。A. A. 実施州：アラバマ州(一九九〇)、アラスカ州(一九九八)、アーカンソー州(一九八七)、アリゾナ州(二〇〇六)、コロラド州(一九八八)、ジョージア州(一九八六)、ハワイ州(一九七八)、アイダホ州(二〇〇七)、イリノイ州(一九六九)、インディアナ州(一九八四)、アイオワ州(二〇〇二)、カンザス州(二〇〇七)、ケンタッキー州(一九八四)、ルイジアナ州(一八二二)、マサチューセッツ(一九七五)、ミシシッピ州(一九八七)、ミズーリ州(一九九八、二〇〇八)、モンタナ州(一九九五)、ネブラスカ州(一九二〇)、ニュー・ハンプシャー州(一九九五)、ノース・カロライナ州(一九八七)、ノース・ダコタ州(一九八七)、オクラホマ州(二〇一〇)、サウス・カロライナ州(一九八七)、サウス・ダコタ州(一九九五)、テネシー州(一九八四)、ユタ州(二〇〇〇)、ワイオミング州(一九九六)、ヴァージニア州(一九八一、一九九六)、A. A. 廃止州：カリフォルニア州(一九八六)、フロリダ州(一九八八)。
- (22) 英語教育を通じて学習者の母語と母国文化を一掃し同化をはかることを目指すプログラムのことである。
- (23) 英語と母語の同時教育を実施し、多様な言語、文化の共生を目指すプログラムのことである。
- (24) デラウェア州、ペンシルヴァニア州、ニュー・ジャージー州、ジョージア州、コネチカット州、マサチューセッツ州、サウス・カロライナ州、ニュー・ハンプシャー州、ヴァージニア州、ニュー・ヨーク州、ノース・カロライナ州、ロード・アイランド州。The thirteen colonies、Original 13 colonies、などその他これに類して表記される、アメリカ建国時に加盟していた一三州(植民地)である。筆者は、便宜上「オリジナル13 (Original thirteen)」と呼称する事が多い。
- (25) Lau v. Nichols, 414 U.S. 513 (1974).
- (26) Castaneda v. Pickard, 648 F.2d 989 (5th Cir. 1981).
- (27) Home v. Flores, 557 U.S. 433, 129 S.Ct. 2579 (2009).
- (28) 本論文は、北海学園大学大学院法学研究科に平成二五年度博士(後期)課程修了審査および学位請求論文として提出し、審査を受けて合格したものを公刊にあわせて再構成、および加筆・修正したものである。また、本研究は、多くの先輩の膨大な研究成果から学ぶことにより導かれたものである。ここに感謝の意を示すとともに、後日、本研究が参考にした文献・資料を整理、分類して今後の研究に役立てるための資料として発表したいと考えている。

第一章 教育の機会均等の枠組みの形成

アメリカ全土におよぶ教育の機会均等の枠組みは、早い時期から整えられたものではなく、また、合衆国憲法に教育規定を明文化することにより形づくられてきたものでもない。この背景には、人種分離廃止の歴史、各植民地の公教育の枠組みの形成過程、およびこれら制度の違いがあった。まだイギリスの植民地だった頃に、入植者たちは、これまでの家庭教育だけに頼らず、それぞれのコミュニティの法に基づき学校教育をはじめた。当初の学校教育の目的は、子どもが将来を担う大人として必要な理解力を得るための読み書きの習得だった。この学校教育は、連邦資金と人種差別廃止に関する平等保護条項違反を問う訴訟と結びついて発展してきており、一八世紀以降のヨーロッパにおける基本的人権の保障と教育の自由の発展にみられる関係とは、幾分違う発展をしてきている。そして、入植者の子孫たちは、合衆国憲法の解釈を通じて公教育として教育の機会均等の枠組みを用意したのである。

本章では、植民地統治時代から独立後約八〇年間までを目安に、オリジナル13のマサチューセッツ、ペンシルヴァニア、ヴァージニアの三州の公教育への取り組み、および教育の機会均等の枠組みの形成過程を明らかにする。

第一節 植民地時代の公教育制度の枠組み

本節では、イギリス植民地時代が終わるまでの各植民地の学校教育への取り組みを概観することにより、公教育制度の出現とその枠組みがどういったものであったのかを見ていこう。

第一項 植民地支配と公教育

一八世紀までのアメリカは、現ニュー・イングランド地方を中心にイギリス国王を元首にする重商主義に満ちあふれた植民地であった。^① それゆえにイギリス本国が、植民地政策に関する法の制定を行っていた。^② 後に、移民数が増加すると、①国王からの特許状により自治を認められた「自治植民地」、②国王に統治権が付与された「領主植民地」、および③国王直轄地である「王領植民地」というように、三種類の植民地が形成されるようになった。これらの植民地は、権力分立が実現されておらず、総督と参議会が統治権を行使し、国王が植民地議会の否認権を有していた。

当初、入植者達は、自分達もイギリス本国人と同じ権利を持つ者であると考えていたが、現実には、違っていた。入植者達は、本国の統治への干渉に加えて、本国が戦争費用捻出のための厳しい重商主義政策を実施していたことから、本国に対して不満を積もらせていた。そして、植民地と本国の関係は、入植者達が「代表なければ課税なし」と主張して本国に抵抗するほどまでに険悪な状態になっていた。^③

けれども、植民地の教育観は、本国の植民地統治に対する植民地の人々の不満とは無縁だった。それは、第一に、私事にゆだねるというイギリスの伝統的な教育観の影響を受けていたこと、^④ 第二に、入植者達が教育の意義をまだ十分に理解していなかったことにある。当時、教育は個人の日常生活に深く関わるものであるとしか認識されておらず、政府の維持・発展に関わる重要なものであるという認識は薄かったのである。^⑤

このように植民地時代のアメリカの教育は、イギリスの統治の影響を直に受けるものでなかった。それゆえに、教育は私事であるという伝統が長く続いた州、あるいは教育を植民地固有の権利として制度化する州など、各々の州で違う考え方が出てくるのである。オリジナル13のうち独立以前の州憲法に教育規定を設けていた州は、①学校の設置を指示する規定、および学校・教育手段の振興に関する宣言規定を有するジョージア（一七七六年加盟）、②学問・教

育の振興、徳行の奨励、および学校の設立に関する具体的規定を有するマサチューセッツ（一七八〇年加盟）、ならびに③具体的規定を有しながらも、学校の設置と低額な授業料を指示する一部具体的実施規定のペンシルヴァニア（一七七六年加盟）およびノース・カロライナ（一七七六年加盟）の四州であった。

第二項 植民地の公教育制度の枠組みの形成

本項では、オリジナル13のうちでも重要な役割を果たし、かつ公教育制度の枠組みの形成についてそれぞれが、違う発展をした、マサチューセッツ州、ペンシルヴァニア州、この二州に加えて、規定の存在しなかったヴァージニア州の植民地時代について概観する。^⑦

1 マサチューセッツ

当時のマサチューセッツでは、植民地政府とピューリタン派教会が密接な関係にあり、また、学校経営が教会から始まったこともあつて教育と宗教は密接な関係にあつた。^⑧現在の州都のボストン市は、一六三五年にアメリカ最初の公立学校であるラテン語学校 (Latin school) を設置した。翌年、ケンブリッジ市は、アメリカ最古の高等教育機関であるハーバード大学 (Harvard College) を創設した。さらに一六三九年、ドーチェスター・タウンは、税金により賄われる無償学校を設置した。

一六四二年、植民地政府は、職業技術の習得、読み・書き・計算を学ぶ普通学校 (common school) の設置を義務化したマサチューセッツ湾植民地学校法 (Massachusetts Bay School Law) を制定した。^⑩同法は、政府が子どもに読み書きを与える命令を出せる英語圏最初の学校教育法であった。一六四七年、同法は、町議会 (town council) に

対し、親の要求を満たす学校設置の責務、および子どもが宗教の教義を読解できる力を養う責務を負わせ、子どもを学校に出席させない親に対して政府が罰金を課す規定を追加したのである。⁽¹¹⁾ マサチューセッツは、この法に基づき、一六六八年までに各学校における宗教教育の実施を実現したのである。

一七八〇年制定のマサチューセッツ憲法は、その第五章に知識と道徳の普及を目的とした学校教育の奨励に関する規定を設けた。⁽¹²⁾

2 ペンシルヴァニア

ペンシルヴァニアは、イギリス王のチャールズ二世⁽¹³⁾が元海軍提督のウィリアム・ペン⁽¹⁴⁾の父親に借金があり、一六八一年三月四日にニュー・ジャージーの広大な西部地区と南部地区を弁済に当てたことにより誕生した。ペンは、この土地を「シルヴァニア(森の国)」と名付けたところ、チャールズ二世がペンの父に敬意を表し、「ペンシルヴァニア(ペンの森の国)」と改めた。

ペンシルヴァニアは、多様な出身地や宗派の入植者により構成されていた。そのため、文化的かつ宗教的な教育に対する公教育制度の監督体制を整えることは、容易なことではなかった。しかし、ペンは、一六八二年に出版した『FRAME OF GOVERNMENT OF PENNSYLVANIA』において、州政府が公立学校を奨励すべきであり、この奨励のため、知事と評議会に公立学校の設置義務および監督権を与えるべきであるという展望を示した。⁽¹⁵⁾ しかし、ペンの展望は、入植者達が公立学校教育による大宗派の教義普及の機会になると警戒していたために、実現が難しいとみられていた。⁽¹⁶⁾

ところが、ペンシルヴァニアの学校制度は、植民地政府が入植者に必要な共通の価値として聖書の読解力を掲げて、

植民地政府が各宗派と民間団体を援助することで実現した。翌年には、一二歳までの子どもに対して宗教教育を中心におこなうとする「Great Law」を制定した¹⁷⁾。植民地政府は、一七二二年と一七一三年に法律を制定し、全プロテスタント派に公立学校の建設と補助のために合法的に土地を買うことを許した¹⁸⁾。実際に、ベンジャミン・フランクリンの提案した「public school」は、政府から私立学校設置許可の特権を得たものであること、受託者（出資者）が宗教的か私事的かどうかについて運営および管理することなどを許したものだ²⁰⁾。また、学校は公に限られる、という意味においてのみ、学校は、州の資金援助を受ける特権を与えられていた²¹⁾。さらに、ペンシルヴァニアが自身に課した義務とは、貧しい人々にのみ教育を提供すること、そして総合大学を設立することであった²²⁾。

時代は進み、一七七六年、ペンシルヴァニア憲法は、①若者の質の良い教育のために、各地方自治体の議会は、学校を設立し、教師の給与は公的負担とし、低価格で教育できる手段を与えなければならないこと、②教育科目は、すべてが役立つよう適切に働きかけられていなければならない、加えて、大学教育が能率よく進められるものでなくてはならない、ということなどを明文化した²³⁾。これらの規定は、無償の公立学校制度を定めたものとまで説明できるものではないが、しかし、憲法が州に包括的な学校監督権を与え、州に公教育普及の責務を課したものだ²⁴⁾。

3 ヴァージニア

ヴァージニアは、一六〇七年にヴァージニア会社によって設立され、一六二四年に王領植民地となった²⁴⁾。ヴァージニアは、当初は貧しくとも、タバコのプランテーション栽培によって財政が潤い、これに伴って、最初の黒人奴隷が連れてこられたという背景をもち、最初のアメリカ奴隷制社会が成立したところであった。また、ヴァージニアは、先住民と敵対し劣悪な関係にあった。

黎明期のヴァージニアは、立法府が強力な権力を有している州であり、また憲法制定会議に参加した起草者らが後述する合衆国憲法の内容に大きな影響を及ぼした。そして、ヴァージニアは、アメリカ合衆国初代大統領のジョージ・ワシントン⁽²⁵⁾や憲法起草者の一人で、第三代大統領のトマス・ジェファソン⁽²⁶⁾などの政治家を輩出し、独立戦争時は、オリジナル13のなかでも最大、かつ中心に位置していたこともあつて植民地の中心的役割を果たし、最初に独立した植民地のひとつであつた。また、ジョージ・メイソン⁽²⁷⁾によつて起草された一七七六年ヴァージニア権利章典は、人間の基本的権利と自由の保障、および政府の基本目的を宣言しており、合衆国憲法の権利章典 (Bill of Rights) を含む多くの権利条項の模範になつた。

植民地時代の教育は、プロテスタント派の教区校、あるいは家庭教師によるものであつた。学校は、インディアンを改宗させるための教育を行うことを目的にする教会設立の学校が創設したのみだつた⁽²⁸⁾。けれども、一六九三年には、ウィリアム・アンド・メアリー大学がイギリス国王の勅許状を得ることにより創立されている⁽²⁹⁾。また、ヴァージニアでは、初期の州憲法に教育条項を持たなかつたものの、教育条項の設定について全く議会などで論じられなかつたわけではない。

第三項 まとめ

これまでに概観したことから、以下のことが明らかになる。

植民地の学校教育は、一方で公教育を政府の責務として憲法に明文化した植民地と、他方で私教育という伝統を重視して関心を示さない植民地とが、同時に存在しており、各植民地に委ねられていた。特に、憲法に明文化した植民地は、いずれも普通教育と高等教育の違いはあるが、安定した統治のためには法に基づく画一的な公教育を供給する

必要があると考えていたのである。そして、この段階では、まだ、すべての人という意味における公の実施する教育の機会均等を実現する制度に至っていないということが解る。

当初、公教育の最大の目的は、宗教教義と聖書の理解のための読み書きの習得であった。つまり、当時の公教育は、宗教を経由する共通文字に対する読み書きの習得、純粹にみるならば、共通語学の習得が主な目的だったのである。私教育が母語を親から自然に学ぶ家族のコミュニケーショントールに由来することを前提にすると、公教育は、コミュニテイにおける生活に必要な統一言語を学ぶ機会であると解することができる。これらのことから明らかになってくることは、ことばを学ぶということは、自然、および基本原理的な要素を含んでいるということになる。特に、母語が生まれた場所で自然に身に付くものであるということに鑑みて、公教育における言語習得に関連づけると、母語は基本的権利という位置づけができることと解することができる。

したがって、公教育は、母語に対する母国語学習ということになり、基本的権利に対して教育の自由および教育をうける権利が衝突する問題ということになる。こういったことから、教育の機会均等の枠組みが植民地時代以降に形成されていくにあたり、平等に画一的なものを提供していくための根拠は何かということが独立宣言以降の時代のテーマとなる。

さて、植民地は、イギリスから独立するために、邦として連合規約を結んで結束し、合衆国憲法を制定して、主権を持った州になった。独立後、州になった植民地は、どのようにしてそれぞれの考え方を具体化したのか、そこで公教育をどのように取り扱うことにしたのか、さらにどのように公教育制度が確立していくのか。次節では、こういった点を明らかにするための検討をしていこう。

- (1) かつてのイギリス領植民地を含む五四国家・地域(二七億人)は、条約や国際機関によらない国際法の連邦とは違う集合体の「イギリス連邦(Commonwealth)」として、今もイギリス国王を元首にしているところがある(二〇一二年当時)。たとえば、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、などがそうである。特にカナダは、イギリス連邦の重要国として位置づけられる。ところがアメリカは、独立の経緯からこの連合体に属していない。他にインドや南アフリカなどの旧植民地は、加盟国でありながらイギリス国王を元首にしない独立国家である。二〇一四年九月、実現に至らなかったのだが、主要国(Country)のスコットランドが独立を求める住民投票を実施するなど安泰なものではないことが伺える。
- (2) 政策は、経済面を中心に実施され、①本国への食料供給源であること、②輸出入は財貨が本国へ流入するよう計画されること、③本国の商人が独占的に利益を確保できること、④本国は、製造業による利益を確保できること、などを掲げ、その代わりに、経済面で政策が実現されていけば、自治を認めるという方針であった。(アメリカ学会訳編『原典アメリカ史(第一巻)』(岩波書店 一九五〇年)参照。)
- (3) 一七七〇年三月五日、ボストンを訪れていた黒人のクリスパス・アタックスが、現地の武力衝突によりイギリス兵により殺害された。これは、ボストン虐殺事件として知られており、独立戦争最初の犠牲者としてしばしば取り上げられる。
- (4) 千葉卓『教育をうける権利 アメリカ・西ドイツにおける法的検討』(北海道大学図書刊行会 一九九〇年)一四頁参照。実際に当時の学校教育は、一六、一七世紀のヨーロッパ社会の学校教育と同じく、キリスト教系教会の運営による聖書の正しい理解のためにあるもので、私学教育のみであった。
- (5) 千葉・前掲書一四頁参照。
- (6) 抽象的規定のジョージアは、伝統的な教育観に基づいて抽象的に学校の設置を指示するとともに、学校及び教育手段の振興に関する宣言を規定したものだ。ジョージアに限らず特に南部州は、アングリカン(Anglicans)の植民地に属するか、もしくは隣接する地域だったことから、教育は私事である、という欧州の伝統的な考え方に基づいていた。それゆえに、憲法に具体的な教育規定を設けるということがなく、せいぜい貧民学校を維持する程度だった(上原貞夫『アメリカ合衆国州憲法の教育規定』(風間書房 一九八一年)一〇頁参照)。
- (7) この節は、区別するために植民地を指す際に「州」を省いている。
- (8) ピューリタン派教会は、住民たちに対して聖書を中心とした宗教的知識の普及を重視していた。
- (9) 一八七九年、ボストンに併合された。現在は、ドーチェスター地区として名残がある。

- (10) 千葉・前掲書一三頁参照。
- (11) 上原・前掲書七六―一〇〇頁“Denise A. Hartman, “CONSTITUTIONAL RESPONSIBILITY TO PROVIDE A SYSTEM OF FREE PUBLIC SCHOOLS: HOW RELEVANT IS THE STATES’ EXPERIENCE TO SHAPING GOVERNMENTAL OBLIGATIONS IN EMERGING DEMOCRACIES?”, 33 Syracuse J. Int’l L. & Com. 95 (2005), at 103. 参照。”
- (12) Constitution of the Commonwealth Massachusetts of 1780, Part the 2nd, Chapter V.
- (13) Charles II, 1630-1685. スチュアート朝のイングリッシュ・スコットランド・アイルランドの王であった。在位期間は、一六六〇年五月二十九日から一六八五年二月六日。
- (14) William Penn, 1644-1718.
- (15) William Penn, “FRAME OF GOVERNMENT OF PENNSYLVANIA” in *The Constitution Society* <http://www.constitution.org/bcp/franpenm.htm>, accessed November 10, 2013 (“XII. That the governor and the provincial Council shall erect and order all public schools and encourage and reward the authors of useful sciences and laudable inventions in the said province....”)
- (16) ヘンは、クエーカー教徒である。
- (17) 千葉・前掲書一三頁参照。内容は、子どもに対する宗教教育を中心にして、教師に対しては教会の業務の補助を課し、さらに教育能力よりも信仰心を要求していた。
- (18) Hartman, supra note 11, at 108.
- (19) Benjamin Franklin, 1706-1790.
- (20) Hartman, supra note 11, at 108.
- (21) *Ibid.*, at 108.
- (22) *Ibid.*, at 108.
- (23) Constitution of Pennsylvania of 1776, section 44. 上原・前掲書一七頁参照。
- (24) アメリカ植民地の歴史上有名なシエームス・タウンは、ヴァージニアにある。
- (25) George Washington, 1732-1799. アメリカ初代大統領。そして今日もアメリカ合衆国陸軍大元帥の地位にある。
- (26) Thomas Jefferson, 1743-1826. 大統領就任期間は、一八〇一年から一八〇九年まで。
- (27) 正確には、ジョージ・メソン四世 (George Mason IV, 1725-1792)。ヴァージニア邦の代表であった彼は、ヴァージニアの批准

会議において、パトリック・ヘンリー (Patrick Henry, 1736-1799) らとともに権利章典の不備を指摘し、権利章典追加の付帯決議をつけることで連邦憲法に批准した。

(28) 他州では、インディアン部族の積立金を利用していたにもかかわらず、民族浄化の一環として執り行われた事実も存在する。

(29) College of William & Mary. 植民地議会の要望と支援で、植民地のジェイムズ・ブレア牧師が一六九三年にウィリアム三世とメアリー二世から勅許状を得て設立したアメリカで二番目に古い大学である。この大学は、二人の王にちなんで名付けられた。

第二節 独立宣言から約八〇年間の公教育制度の枠組み

前節では、植民地政府が法律に基づき公教育を提供しようとしていたことから、母語は基本的権利という位置づけができる。と解し、次の時代では、教育の機会均等の枠組みが形成されるにあたり、平等に画一的なものを提供していくための根拠は何かということがテーマになるとまとめた。ところが、合衆国憲法は、今日まで教育条項を有していない。本節では、独立後のアメリカが、いかなるプロセスを辿り公教育制度の枠組みを整えていくのか確認する。

第一項 合衆国憲法と教育条項

1 アメリカ連合と公教育

一七七三年一月一六日、現在のマサチューセッツ州において、「ポストン茶会事件」は起きた。翌年、イギリス政府は、この事件の報復措置としてポストン港を閉鎖したうえでマサチューセッツの自治権を剝奪し、植民地に対する「耐え難き諸法 (Intolerable Acts)」⁽¹⁾を制定し、さらにポストンを軍政下に置いた。一七七四年九月、植民地側は、イギリス政府の態度に対して、今後の植民地の方針を決めるために、現在のペンシルヴァニア州フィラデルフィア市に

現ジョージア州を除いた一二の植民地の総勢五六名の代表が集結して第一回大陸会議を開催した²⁾。会議は、本国議会の植民地に対する立法権の否認、および本国との経済的断交を決議し、「大陸会議の宣言および決議 (Declaration and Resolves of the Continental Congress)」という文書を採択した。

一七七五年四月、ボストン郊外のレキシントンとコンコードにおいてイギリス兵と植民地兵の間で戦闘が起こり、独立戦争が勃発した。同年五月、第二回大陸会議が開催され、全植民地は、ジョージ・ワシントンを総司令官に任命し、本国からの自治権獲得を目的に掲げて武力抗争の開始を宣言した。しかしながら、次第に目的が独立国の実現へと移り変わり、一七七六年にワシントンは、自然権思想に基づいて独立宣言を行い、一三の植民地のそれぞれが「邦 (State)」となった。一七八一年、それぞれの邦が「連合規約 (Articles of Confederation)」をむすび、「アメリカ連合 (The United States of America)」が創設された⁴⁾。一七八三年九月、アメリカ連合は、パリ条約が締結されたことでイギリスからの独立を果たした。

独立当時のアメリカは、連邦ではなく連合であり、独立を果たしたにもかかわらず、国の統治方法が未整備状態であった。独立に先駆けて用意された連合規約は、①国名、②国の性格、③議決機関、④連合会議の権限、⑤行政機関、⑥司法機関、⑦改正、というように三権分立を実現し、統治機構の権限を定めていたにもかかわらず、課税権、通商確保のための権限、および強力な執行政府を欠くという欠陥が存在し、教育に関する条項を有していなかった。連合に強力な執行政府が欠けていることを示すことになったのは、独立戦争終了に伴うアメリカの厳しい不況であった。戦時中は、軍需拡大によりイギリスからの商品の輸入を停止し、これにより様々な国内産業が発展して内需が高まり好景気につながった⁵⁾。しかし戦後は、内需が軍需に伴い縮小し、また、イギリスからの輸入が再開すると、イギリスの保護が無くなったばかりか、経済制裁を受けることになった。さらに、連合は、戦費調達のために多額の公債を発行

し、邦と邦の間の関税障害により産業の保護もできず、加えて、邦が連合の税徴収に従わないため財政難だった。そして貧弱な財源であるがゆえに連合の軍隊は弱く、残存イギリス兵力、インディアン、ならびに農民暴動の鎮圧もままならなかった。

このように連合は、混沌とした統治状況にあり、とても連合が主導して公教育の普及を拡大できる状況にはなかったのである。この混沌とした状況を打開するために、連合は、強力な中央政府の樹立を求められたのである。けれども、合衆国憲法制定以前の連合政府は、公教育に全く無関心だったとまでは言えず、連合政府による国有地交付という方法が存在した。典型例として、一七八五年の土地条令⁶、一七八七年の北西部領地条令⁷、および、一七八七年の西部領地の売却契約に関する条例には、公立学校および大学設立のための教育に関する留保規定が設けられていた。もつとも、当時の連合の財源は、国有地に頼るほかになく、連合の国有地政策が連合の課税機能の不備による資金難の解決策としての資金確保を目的としていたため、教育に向けた国有地交付は財源確保のひとつとして注目されていたのである。こういった連合の苦しい懐事情の裏側で、連合の資産は、国有地留保を含む条例に基づき、教育を目的に利用されていた。このような財源確保の政策は、合衆国憲法発効後の連邦政府にも受け継がれた¹⁰。

2 合衆国憲法の制定

一七八六年九月、ヴァージニアの提案により、五つの邦の代表者たちは、メリーランドで通商問題について話し合うための会合を開催し、連合議会と各邦に対して中央政府に関する検討を行なう会議の開催を提案した。一七八七年五月、ロード・アイランドを除く一二邦による合衆国憲法制定会議が開催されたもの¹¹、中央政府の権限の範囲について意見が分かれていた。このとき、州の権限を巡る意見は、ジェームス・マディソン¹²からフェデラリストによる中央の権

限を拡大するというヴァージニア案（連邦主義）と、リパブリカンによる個々の邦の権限を尊重するというニュー・ジャーシー案（共和主義）とに分かれて対立した。また、公教育に関して合衆国憲法制定会議は、すでに各州憲法が教育条項を有していたこともあって、代議員らが合衆国憲法草案に公立学校制度を含めようとしていたにもかかわらず、憲法案に教育条項を設けなかった。¹³ 結局、合衆国憲法は、多くの妥協案を取り入れたヴァージニア案に基づく憲法を採択し、一七八七年九月、一二邦の代表が署名し批准することで連合会議に提出されることになった。

新憲法は、連合会議の承認後、会議が各邦に書簡を送り、一三邦中九邦の署名を集めることで発効することになっていた。ところが、書簡を送った後も、憲法賛成派と憲法反対派の議論は、この憲法の共和制が民主的ではなく、さらに人民の権利を保障する「権利章典」が欠如していることを理由にまともらずにいた。そこで賛成派は、合衆国憲法を制定するために反対派の意見を汲み取り、権利章典の追加を第一回連邦議会にて憲法修正案として討議することを約束したのである。一七八八年六月二一日九邦目の署名を得たことで、合衆国憲法がようやく発効され、発効と同時に連合は、連邦に変わり、邦は州 (state) と呼ばれるようになった。合衆国憲法は、①国名、②国の性質、③議会の構成、④連邦議会の権限、⑤大統領、⑥司法権、⑦連邦法と州法の関係、⑧憲法修正、という内容で構成されていた。そして憲法発効後すぐに、議会は、約束通り権利章典の作成に取り掛かった。

もともと、権利章典は、起草段階で提案されていたものであるが、この権利章典案は、①アレクサンダー・ハミルトンの主張する政府の権限を制限した憲法こそ権利章典であるとする見解が支持されていたこと、②国民の権利を憲法に列挙した際に、政府に権限があると解釈する根拠となる危険性が指摘されたこと、および③一方で具体的に権利を列挙した際に積極的な効果が期待できなくなり、他方で列挙されていない権利が連邦政府に留保されると解釈されかねないことなどを理由に反対された。¹⁵ こういったことから、憲法制定会議は、国民の権利が憲法に列挙されるこ

とへの危険性を危惧し、また国民の権利侵害は連邦ではなく権利章典を備える諸州の問題であるとの結論に達したため、合衆国憲法の制定時に組み込まなかつたのである。

第一回連邦議会は、一七八九年九月二五日に開催し、憲法修正の手續きに沿つて各州議会へ提案した。修正案は、一二ヶ条が提案されて、そのうち一〇ヶ条を各州が批准し、修正条項として追加された。¹⁵⁾この時に制定された修正第五条は、連邦のみの適用を想定したものでしかなく、連邦に加盟する州への適用を想定したものではなかつた。このことは、後の修正第一四条が、州への適用を想定した条項として制定される理由になつた。

しかしながら、教育条項および教育の文言については、今日に至るまでに二七ヶ条もの修正条項が追加されたにもかかわらず、いまだ合衆国憲法には追加されていない。その理由は、伝統的に憲法の条文を解釈することで教育権限の配分を導き出してきたからである。この点については、次項において基本的な部分を確認することとする。

第二項 連邦・州・地方の教育権限の憲法的根拠

アメリカは、連合として独立した後、連邦として建国し、選挙により選出された大統領を連邦の元首とし、連邦議会が連邦法を制定し、連邦裁判所が連邦法を解釈するという国家である。しかしながら、そもそも連邦は、合衆国憲法が連邦 (United States) を単一国家としてみていないため、憲法で与えられた権限のみを行使するだけの存在なのである。¹⁶⁾そのため、合衆国憲法上に示されない連邦の権限は、州および国民に留保されるということが合衆国憲法修正第一〇条の条文「この憲法によつて合衆国にゆだねられておらず、また憲法によつて州に禁じられていない権限は、それぞれの州と人民に留保されている」を根拠にすることで今日まで説明されてきた。連邦と州は、それぞれが固有の主権を有しており、地方自治体レベルの主権は権限委譲により成立する。そのため、修正第一〇条は、連邦と州の

主権の衝突回避のために、連邦に委任されていない全ての権限について、州が留保する明示的な権限であるということとを明らかにしているのである。これに関して、一八一九年 *McCulloch v. Maryland* 事件判決¹⁸以降は、合衆国憲法の最高法規性を根拠に、明文化されていなくても憲法全体および憲法の精神に照らすことで州の行為が矛盾しないならば黙示的な権限として認められると解されるようになった¹⁹。

次に、州と地方の法的関係は、連邦と州の関係を同様に修正第一〇条より導き出される。地方団体に関する事項は、原則として連邦の干渉できない州の専有する権限である。また、この権限に基づき州が設置した地方団体は、州憲法、および州制定法の適用が優先される。地方団体の行財政活動は、州からの具体的な権限の委譲があつて、はじめて機能するものであり、州と地方団体の法的関係は、完全なる従属の関係である。

このような修正第一〇条の解釈により、アメリカの公教育制度は、合衆国憲法が教育という文言を含んだ明文規定を有していないにもかかわらず、修正第一〇条を根拠に、州の専権事項としてきた²⁰。けれども、連邦政府は合衆国憲法上に教育条項がないことを理由にすることなく、教育に無関心な態度を示すことはなかった。実際に、連邦政府は、公教育が社会福祉目的に含まれることを理由に掲げて、合衆国憲法第一条第八節の連邦議会の課税権限を法的根拠にすることで連邦の課税権限の範囲で州の公教育に干渉することが可能であるとして、この課税権限を根拠に財政支援を行い、連邦の公教育への権限は財源に限られると解釈してきた²¹。いいかえれば、「教育は私事である」という伝統的な認識がアメリカ国民を支配していた時代においてすら、連邦による公教育への関与が財源の提供に限られるという原則は、合衆国憲法制定と同時に憲法により承認されていたのである。つまり、合衆国憲法は、連邦が公教育に財政援助することを認めているのである。

このような背景があり、合衆国憲法違反を争う訴訟は、子どもの親、もしくは納税者が原告となり、親の教育の自

由の侵害、および学校に投入される公費の適正利用を争ってきた。さらに、植民地時代を含む初期のアメリカに、私立学校と公立学校が同時に存在したことは、アメリカの普通教育および高等教育の発展に大いに貢献した。しかし、独立戦争終了後は、教育は私事であるという伝統的な考え方が、国家と社会の発展に伴い、公立学校を利用した公教育による国民全体のための教育制度の実現という考え方へと変化してゆく。そのために、当時は私立学校による公教育の限界と、私立学校の存在意義、そして私立学校の公立学校への移管などが問題とされるようになった。

連邦最高裁判所がはじめて学校教育問題に違憲を下した判決は、州憲法に具体的な教育規定を有していたニュー・ハンプシャー州を舞台にした一八一九年 Trustee of Dartmouth College v. Woodward 事件連邦最高裁判決⁽²²⁾であった。事案は、州政府が、一八一六年にダートマス大学⁽²³⁾を含む州内すべての私立大学を州の権限の及ぶ大学当局へ移管し、州知事により任命された理事を加えた新しい理事会によつて管理することで、実質的に州立大学化する法律を成立させたことに対し、旧理事会側は、州の私立学校の存続を目指し、イギリス国王から付与された設立認許状に反し無効であるとして、大学の管理権を回復するための訴訟を起こした、というものである。連邦最高裁判所は、下級審判決を覆し、ダートマス大学を州立大学に移管する州法が、契約内容に重要な変更を加えるものであることから、合衆国憲法第一条第一〇節第一項規定に違反する旨を判示した。本判決は、他州の政策見直しに繋がりに、以降の大学制度の発展、および州の公教育制度の発展に大きな影響を与えるものとなった。⁽²⁴⁾

第三項 州の公教育制度の枠組みの形成

今日の州の公教育制度の枠組みは、そのほとんどが合衆国憲法修正第一四条の制定以前に形成され、同条項に従うように形を変えてきたことで、アメリカ全体の公教育制度における教育の機会均等を実現するまでに至った。ここか

説らは、独立後は州になったマサチューセッツ、ペンシルヴァニア、ヴァージニアについて検討していくことにする。

論

1 マサチューセッツ州

一七八九年、マサチューセッツ州議会は、追加条項を設けてアメリカ合衆国に加盟した州で初めての包括的な教育法を制定した。²⁵この条項の趣旨は、知識と道徳の広い普及が州と合衆国の繁栄に必要との考えに基づき、州は若者に教育を提供する義務がある、というものであった。²⁶その後、州政府は、増加した町の手助けをする役割、州教育委員会の創設、教員養成の強化、指導法およびカリキュラムの確立を明記し、高校が増えすぎないように監視するなど、州の公教育制度に関する責務を増やしていった。

一八三七年、公教育向上改革家のホレス・マンは、初代マサチューセッツ州公教育教育長に任命された。²⁷マンは、精力的に設備の質の強化や教員の給与の向上などに努めて、あらゆる人が学べる教育制度の実現を目指したが、様々な方面からの反対・抵抗を受けて在任時に義務教育の制度化を実現するまでには至らなかった。²⁸

ところが、一八四九年、マサチューセッツ州最高裁判所は、マンの目指した制度の問題を含み、かつアメリカで最初に公にされた学校人種分離を取り扱った *Roberts v. City of Boston* 事件²⁹に判決を下した。本件事案は、ボストン市在住のマイノリティの女の子が、市の設置した白人学校と同じ報酬と同じ免許を持つ教師を配置しているマイノリティの子ども達専用の学校への入学を希望せずに、彼女の住いから最も近い白人学校への入学を拒否されたことに対して、原告である親たちは行政不服審査の申立てが不受理とされたため裁判所に提訴したというものである。原告は、(1)人種分離が州憲法違反であること、(2)教育委員会が人種分離する権限を持たないため違法であること、(3)人種分離がカーストの汚名を負わせること、および(4)ひとつの人種集団のみに学校を用意するのは統一されているという意味

の平等ではない、ということを主張し、一八四五年の州制定法が可能にした入学および損害賠償を請求する履行命令の両方を争った。州最高裁判所は、教育委員会の決定に対して、マイノリティの子どもたちのために独占的に用意されたふたつの学校が彼女に向けて開かれており、子どもを市のすべての公立学校から締め出していないと判断した。さらに、広義の平等は、すべての個人々の保証を法的に保障することを意味しないということを判示した。このRoberts事件は、以後一〇〇年以上続く分離すれども平等な公立学校のコンセプトを全般的に支持していたことから、後の判例法の基礎になる⁽³⁰⁾。

マン退任後の一八五二年、マサチューセッツ州は、八歳から一二歳までの強制就学、および就学期間一二週といった、無償の義務就学法を制定した⁽³¹⁾。もつとも、一六四二年の植民地法において義務教育の内容にされていた職業技術の習得、宗教の原理や基本的な法律の読解のような文言は無く、制度自体が未熟であったこともあり、州全体に及ぶ実施とまでには至らなかった⁽³²⁾。しかしながら、政教分離原則を採用した公教育制度は、一八五五年に学校用資金の宗派学校への使用を禁止する憲法修正条項が追加されたことをうけて実施に至った⁽³³⁾。

2 ペンシルヴァニア州

一七九〇年、州憲法の教育条項は、無償教育がもつぱら貧しい人々に提供されるべきという政府の責務を明記して修正された⁽³⁴⁾。議会は、憲法上の義務を果たすために貧民学校法を提案して、一八〇二年に法案を通過させた⁽³⁵⁾。同法は、州立の学校の設立を否定しなければ、政府が教育資金の乏しい私設慈善学校へ出席する貧しい子どもに関与するといふものではなく、親たちに学校の出席条件として貧民であることの宣言を求めていたがゆえに受け入れがたく、違憲無効になると考えられていた⁽³⁶⁾。こうしたことから、フィラデルフィア協会は、チャリティー・スクールの創立と慈善支

援をおこない、加えて、より効果的な州の若者教育の広範な改革が必要であることを強く主張した。さらに、同協会は、貧民学校法の適用を免れる手段として地域自身の手による学校を設立した。⁽³⁷⁾しかし、実際にこの学校に出席できたのは、少数に限られた子どもであった。

無償の公立学校の設置は、一八二四年に議会が、公立学校体制を許可するために、学校参加選択の法を制定したことで実現した。同法は、子どもの無償就学を三年間保障するものであったにもかかわらず、一八二六年に廃止されてしまい、代わりに旧貧民学校法を復活させたのである。⁽³⁸⁾ペンシルヴァニア協会は、無償の公立学校設置の立法活動に積極的で、公立学校の普及を促進してきた努力が実を結び、一八三四年に無償学校法 (the free school law) が制定された。⁽³⁹⁾同法の主な趣旨は、様々な学校区とこれ以外の全地区、州内における自治町と自治村を作り出すこと、および組織化された無償の公立学校あるいは旧貧民学校法の下で学校教育を継続する選択の機会を与えることであった。⁽⁴⁰⁾学校区選択制度を決定した年には、新法を承認するための投票制度が、九八七区中五〇二区で実現されていた。⁽⁴¹⁾もともと、北部の学校区は、ニュー・イングランド諸州の影響が強く、また、西部の学校区は、新しい制度のための投票制度という傾向が強かった。州の東・中央部における有力なドイツ系の郡行政区らは、新しい法が、①英語学校を認め、②認められた教区学校の公立学校化の恐れがあり、また③これら学校の基金を提供することを命じた増税に異議があるという理由により新しい法に反対していた。⁽⁴²⁾これらの集団は、無償学校法を廃止するべく激しく争った。しかし、最終的には、①未完成の公教育への支配力、②無償の公立学校を設置する選択をすることができる学校区への州基金援助の明文化、③地方税に対する権限、および④公立学校を支配する州監督権の仕組みなどを定めるさらに強力な無償学校法が立法化された。⁽⁴³⁾一八三六年には七六%、一八四七年になると八八%の学校区がこの法に従っていた。⁽⁴⁴⁾

このような状況下で議会は、一八四八年と一八四九年に貧しくても無償で教えることができる方法で学校を設置す

ることを定めた州全体の無償の公教育制度に関する法律を制定した。一八五一年 Commonwealth v. Hartman 事件判決において、ペンシルヴァニア州最高裁判所は、州法に基づき選出された六人の学校設立責任者が同法を違憲であるとして学校を設立しなかったことについて、憲法の明文がなくとも州全体に無償の普通学校制度を設ける州立法院の権限と責務を認めて同法は違憲ではない旨を判示した。⁽⁴⁵⁾

この判決から二〇年以上経過してペンシルヴァニア州の政府は、ペンシルヴァニア州憲法の一八七三年修正として義務的な憲法責任のある無償の公立学校制度を供給する新しい憲法条項を規定した。⁽⁴⁶⁾

3 ヴァージニア州

ヴァージニア州は、教育条項の設定について全く論じられなかったわけではなく、むしろ全州で最も早くトマス・ジュファアソンが、一七七九年と一八一七年の二度、州議会へ学校制度に関する立法案を提出していたのである。⁽⁴⁷⁾立法案は、最初のものが三年間の無償の公教育と有能な生徒に限り無償の中等教育を提供するというものであったが、議会の支持を得られずに廃案となり、二度目も同様のものを提出したのだが、これも否決された。⁽⁴⁸⁾ それでも、一八一九年にジェファアソンによって最初の公立大学であるヴァージニア州立大学が設置され、一八五一年になってようやく最初の無償公教育制度が誕生した。

南北戦争の際、ヴァージニア州は、奴隷制度に基づくプランテーション農業が州の基幹産業であったこともありアメリカ連合国に参加した。同州のリッチモンドには、連合国の首都がおかれ、ここは激戦地になった。しかし、一八六三年に同州より現ウェスト・ヴァージニア州が、奴隷制度に対する考え方を転換し分離したのである。南北戦争終結後は、連邦政府の占領管理下におかれ一八七〇年に連邦に復帰するまでに公教育規定を盛り込むことが採択され、

具体的な内容の規定は、一八七〇年改正によって設けられた。⁽⁴⁹⁾

第四項 まとめ

合衆国憲法は、連邦政府が一方的に制定したのではなく、連合となる以前の各邦の憲法規範を考慮したものであった。すなわち、アメリカの植民地は、入植した人々が宗派や出身地に基づいてコミュニティを形成し、次第にこれらのコミュニティが大きくなり植民地政府に権力を集中させ、そして、各々の植民地は各々が独自に憲法を制定するまでに至った。このプロセスを経て、アメリカは、各植民地がイギリスからの独立に向けて大陸会議を開催し、連合規約で結びつき、結びついたことで多様な植民地の法が重なり合った大きな集合体の法治国家として独立を果たし、連合規約の欠陥を精査したことにより、合衆国憲法を制定するまでに至ったのである。さらにいえば、最高法規の憲法が制定された後、トップダウンに諸法が制定されていくのではなく、植民地コミュニティで諸法ができた後、独立に向けて歩み出した植民地が憲法を制定して、最終的には、個々の憲法を有する主権国家の「州」同士が結びつくために、州憲法間のバランスを考慮しながら合衆国憲法が作られていたのである。いわば、ボトムアップによる憲法の成立と見ることができよう。⁽⁵⁰⁾

次に、本稿が注目する教育の機会均等に関連する公教育制度の枠組みの形成についてである。植民地時代のアメリカでは、公の学校教育というものがイギリス国王の勅許状を得た各植民地政府とキリスト教宗派によって運営されていたこと、あるいは、ダートマス大学の事案によると直接イギリス国王の勅許状をもって設置される場合があったことがわかる。⁽⁵¹⁾ すなわち、普通教育機関と高等教育機関の設置に関することから、植民地に公的な施設を設置することは、イギリス国王より統治の勅許状を得た政府の権限なのである。また、高等教育機関に注目すると、国王より学校設置

の勅許状を得た教育機関は、植民地政府と同等の権限を割譲されていたということがわかる。つまり、当時は、国王や憲法といった権力により正当な形で権限をゆだねられることで学校教育の運営を認められた存在が、公権力の支配をうけずに教育の機会均等を実現する役割を担っていたということになる。

みつつめに、合衆国憲法修正第一四条の制定以前に、州が無償の公教育制度を実現していたことは、金銭面において教育の機会均等を実現していたということである。いいかえれば、「州民であれば」誰でも教育をうける機会は、存在したことになる。

さて、先に述べたところにおいて、母語は基本原理的なものであることから基本的権利であるという位置づけができると解している。いずれの州の公教育も、その始まりは、良い州民であるために聖書の読解力が必要である、という「近代的な公教育」であった。けれども、植民地は、イギリスから独立して連邦に加盟して州に変わり、資金援助に対する合衆国憲法上の政教分離を実現したことで、宗教とは関係の無い「現代的な公教育」を実施するようになっていく。教育の機会均等の観点からアメリカの公教育の基本枠組みが何かということを定義するならば、州民だれしもが善き州民とされるために、英語による文書の読解力をしっかりと獲得できる環境を整えていること、ということになる。いいかえれば、英語により書かれた連邦法および州法を正しく読解できることが連邦市民の条件であり、公教育はこれを実現するためならば州民だれしもがうける権利がある。つまり、これが画一的なものを提供していくための根拠ということになる。

なお、マサチューセッツ州は、南北戦争が終結し合衆国憲法修正第一四条が制定される以前の時代において、後の時代のアメリカの公教育制度の法律化をリードする程の基盤を形成していたと解することができよう。

- (1) 茶会事件のあとに制定された、ボストン港法、マサチューセッツ統治法、裁判所法、宿舍法、ケベック法などの諸法を集めてこのように呼ばれている。
- (2) 一七七四年九月五日から一〇月二六日まで開催。議長は、ヘンリー・ミドルトン (Henry Middleton)。
- (3) 一七七九年にトマス・ジェフアンソンは、ヴァージニア議会で公教育に関する規定を提案する。これについては、本節第三項3においてもう一度述べらる。
- (4) 憲法制定前後は、どちらとも The United States of America であるが、合衆国憲法に「合衆国 (合州国)」と「連邦」が明記されていることから、ここでは便宜上の区別のために「アメリカ連合」としておきたい。
- (5) 後の時代をみても、アメリカの景気は、軍需によって左右されることが多い。また、アメリカ産業は、道具の発明、およびアメリカ国民の生活に直結していると思われる。
- (6) 一七八五年の土地条令 (An Ordinance for Ascertaining the Mode of Dispose of Lands in the Western Territory) は、北西部領地の土地処分の方法を定めており、「公立学校維持のためにタウンシップごとに第一六号区が留保されなければならない」という文言を含む。
- (7) 一七八七年北西部領地条令 (An Ordinance for the Government of the Territory of the United States Northwest of the River Ohio) は、この地方の統治機構に関する規定であり、連合加盟の際のオリジナル13と同等の資格による加盟条件として、「よき政治と人類の幸福のために必要なものである学校および教育施設が振興されるように義務付けている。
- (8) 一七八七年の西部領地の売却契約に関する条例 (An Ordinance of 1787, for Contract of the Land in the Western Territory) は、同年に行われた、オハイオ会社に対する国有地払い下げの条件の取り決めである。
- (9) 上原貞雄『アメリカ教育行政の研究——その中央集権化の傾向——』(東海大学出版会 一九七一年) 二二頁参照。
- (10) 上原・前掲書一四一四九頁参照。
- (11) 憲法制定会議という呼称は、後世につけられた会議の名称である。
- (12) James Madison, 1751-1836. 第四代アメリカ合衆国大統領。就任期間は一八〇九年から一八一七年まで。
- (13) 理由は、会議出席の代表者の地位に基づく一般人教育への無関心にある。上原・前掲書五頁、および上原貞夫『アメリカ合衆国州憲法の教育規定』(風間書房 一九八一年) 四頁において簡潔にまとめられている。
- (14) Alexander Hamilton, 1757-1804. 一七八八年に刊行された『サ・フェデラリスト (The Federalist Papers)』の著者。憲法思想

- 家、哲学者。今日の司法による違憲立法審査権の制度理論を作った。ハミルトンは、一八〇四年七月一日、ハミルトンのアロン・バー・ジュニア (Aaron Burr, Jr., 1756-1836) に対する一連の信用失墜のための工作行為が原因とみられる決闘で命を落とした。
- (15) 阿部竹松『アメリカ憲法』(成文堂 二〇〇八年) 四四一―四四二頁参照。
- (16) 当時、批准されなかった二か条とは、①各州の下院議員の定数配分に関するもの、②連邦議会議員の報酬に関する法律の発行規定である。②については、一九九二年五月七日に連邦憲法修正第二七条として成立した。
- (17) 田中英夫『英米法総論 上』(東京大学出版 一九八〇年) 二二二頁参照。
- (18) 17 U.S. 316 (1819)。
- (19) 佐藤全『アメリカ教育課程関係判決例の研究』(風間書房 一九八四年) 四八頁参照。これは、「最高法規条項と専占法理」の問題である。本研究の関連事項であるが、紙面の都合上ここでは扱わない。本研究は、主に樋口範雄『アメリカ憲法』(弘文社 二〇一一年) 一七〇―一九二頁、および松井茂記『アメリカ憲法入門 第七版』(有斐閣 二〇一二年) 七四―七七頁を参照している。
- (20) 最高裁判所判事レンキストの言葉にあるように、一九九五年以降のアメリカは、単一政府に類似する「中央集権連邦制」へと統治制度を変化させてきたという(阿部・前掲書 二二二頁参照)。しかしながら、公教育制度は、連邦憲法が今日に至っても教育の単語を含む明文規定を有さず、連邦憲法修正第一〇条を根拠に州の権限であるということが一般的に広く知られている(千葉卓『教育をうける権利 アメリカ・西ドイツにおける法的検討』(北海道大学図書刊行会 一九九〇年) 一七頁参照)。そのため、アメリカの公教育は、連邦教育省が設置されているにもかかわらず、州ごとに独自の性格を有する州教育委員会を頂点に、地方学区の教育委員会がそれぞれの学校を直接管理していることから、一方で、州政府と地方自治体の普通教育課程に関する地方自治権を広く認めて、他方で、連邦政府は財源に関する事項に限定した権限を有していると理解されている。これらのことにしたがたい筆者は、公教育制度の発達に伴い、連邦が教育の機会均等に限り中央集権化の傾向を強めているとみている。
- (21) 千葉・前掲書一八頁参照。
- (22) 17 U.S. 518 (1819)。
- (23) タートマス大学は、一七六九年に組合教会(Congregational Church、ピューリタン派教会の一派派)。一六二〇年にPlymouth植民地において結成され、各教会は自治制をとる。が、イギリス国王の設立認許状を得ることにより創設されたニュー・ハンプシャー州の私立大学である。
- (24) 州と大学の関係は、同等の権限を有する独立機関と解することができる。さらに、学問の自由に自治が含まれるという根拠と解釈を

- 導くことが可能であると考えている。加えて、伝統的な学問の自由が尊重されたこと、さらに、公教育を理由に用いたとしても、教育権限が州の専権事項であるにすぎなく独占する権限でないこと、および州が公教育実施のために私権を制限する権限に限界があることがわかる。これらのことは、今後の研究課題とする。
- (25) Denise A. Hartman, "CONSTITUTIONAL RESPONSIBILITY TO PROVIDE A SYSTEM OF FREE PUBLIC SCHOOLS: HOW RELEVANT IS THE STATES' EXPERIENCE TO SHAPING GOVERNMENTAL OBLIGATIONS IN EMERGING DEMOCRACIES?", 33 *Syracuse J. Int'l L. & Com.* 95 (2005), at 104.
- (26) *General Laws of Massachusetts of 1789*, chapter 19.
- (27) Horace Mann, 1796-1859. マンの業績は、①コモンスクールの制度の確立、②教育とは鞭打つことではなく学習である、と定義されたことである。そしてマンは、公教育にはある程度の政教分離が必要と考え主張していた。また、彼は、奴隷制度廃止論者とみられてきた。
- (28) 千葉・前掲書二〇―二二頁参照。
- (29) 59 *Mass. (5 Cush.)* 198 (1849).
- (30) ゆえに、一八四九年から一八六八年の間の同種の事件は、州法および①学校のへ出席の要求、②平等保護の義務付け、あるいは③差別の禁止などが論じられた。
- (31) *The Massachusetts Acts 1852*, Chapter 240, "An Act Concerning the Attendance of Children at School". もともと、マサチューセッツ州には一八二七年に無償の学校が存在していた。さらに、無償学校に関する規定を最初に設けた州憲法は、インディアナ州である。
- (32) 兼子仁『教育法（新版）』（有斐閣 一九七八年）九四頁参照。
- (33) *Constitution of the Commonwealth Massachusetts*, Articles of Amendment Article XVIII. 同修正条項は、Article XLVII "XCVI" およびCIIIが追加されたことと廃止された。
- (34) *Constitution of Pennsylvania of 1790*, Article VII, section 1. 議会がするべきことは、州全域の貧しい人々全てに無償教育が施されるよう、できるだけ速やかに法律に基づき学校を設立し提供しなければならぬ、というものであった。
- (35) 上原・前掲書一八頁参照。一八〇二年法は、救貧法に基づき民生委員が低所得の親たちに通知するように指示していた。同法は、仮に親が貧困者であることを断言したならば、その子どもは私学もしくは就学費無償の学校のどちらか一方に進学することができる。

- とらうものであった。同法改正案は、一八〇四年、一八〇九年にも通過している。
- (36) Hartman, *supra* note 25, at 108-9.
- (37) *Ibid.* at 109.
- (38) *Ibid.* at 109.
- (39) *Ibid.* at 109.
- (40) *Ibid.* at 109.
- (41) *Ibid.* at 109.
- (42) Ellwood P. Cubberley, *Public Education in the United States* (Boston, N.Y.: Houghton Mifflin company, 1919), at 143-44.
- (43) Hartman, *supra* note 25, at 109-10.
- (44) Cubberley, *supra* note 42, at 145.
- (45) 17 Pa. 118 (1851).
- (46) Constitution of Pennsylvania of 1873, Article III, section 14-16. 新しい条文は、立法府が州の要求を満たす完全かつ十分な教育制度の維持および支援を規定するものとする、というもので当時の他州で制定された教育条項と似たようなものだった。
- (47) 千葉・前掲書一九頁参照。
- (48) 千葉・前掲書一九頁参照。
- (49) Constitution of Virginia of 1870, Article VIII. 予算と出席を義務付ける州教育制度を確立した。しかしながら、ヴァージニア州は、人種差別の根付いた地域だったことから、一八八三年以降に政権を握った民主党保守派が、一九〇二年に憲法を改正して学校入種分離を規定した。後のBrown I・II事件判決 (Brown v. Board of Education I, 347 U.S. 483 (1954); Brown v. Board of Education II, 349 U.S. 294 (1955)) を経てもなお、人種分離廃止規定は、一九七一年の州憲法改正まで実現されなかった。⁵⁰
- (50) 筆者は、次章で検討するアメリカの公民権法と修正第一四条の制定過程には、ボトムアップによる成立および連邦憲法の性格というものが表れているとみている。もっとも、近代以降の憲法は、多くの先行研究が明らかにしてきたとおり、厳密な意味のトップダウンによる成立ではないということを前提にしている。
- (51) 植民地時代に国王の勅許状に基づき設置された高等教育機関は、州権力に匹敵する権限を有しているというようにとらえることが可能である。筆者は、学問の自由の領域から今後十分に検討してみたいと考えている。

Equality of Educational Opportunity and Discrimination on The Basis of Language in United States of America (1)

Nobuyoshi EGASHIRA

Introduction

Chapter I Form for A Frame of Equality of Educational Opportunity

- 1 Framework of the public education system in the colonial era
 - 1 The Colonies control and public education
 - 2 Framework of the public education system of the Colonies
 - 3 Conclusion
- 2 Framework of the public education system from the Declaration of Independence about 80 years
 - 1 The Constitution of the United States and the educational clause
 - 2 Constitutional basis for education authority of federal, state and local
 - 3 Framework of the public education system of state
 - 4 Conclusion
(this issue)

Chapter II Equality of Educational Opportunity and Discrimination

Chapter III Equality of Educational Opportunity and Discrimination on The Basis of Language

Conclusion